

# ポジティブリスト制度が始まりました

平成18年5月29日から「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」が施行されました。これによって食品中の残留農薬・動物用医薬品等（以下「農薬等」という）の残留規制が強化されました。

## 【ポジティブリスト制度とは】

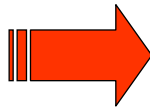
一般的に、原則自由であるが、禁止しているものをリスト化し、規制を行うことをネガティブリスト制といいます。従来、食品衛生法では農薬等はネガティブリスト制による残留規制が行われており、残留基準が定められていない「農薬等」が食品から検出されても、販売禁止の措置などは行えませんでした。

これに対して、すべての「農薬等」の残留を原則禁止とし、残留が認められるものをリスト化した制度をポジティブリスト制といいます。今回、食品衛生法ではポジティブリスト制度が導入され、**すべての「農薬等」に基準が設定されました。**食品から基準を超えて農薬等が検出された場合は原則として流通が禁止されます。

### 【施行前】

限定された食品（農産物・畜水産食品）に対して、残留基準が定められた農薬等が規制対象となります。

対象食品	限定された食品
	全農産物
	畜水産食品
対象物質	283農薬等
	農薬
	動物用医薬品



### 【施行後】

全ての食品（農産物、畜水産食品等）に対して、すべての農薬等が規制対象となります。  
(従来の残留基準に加えて**暫定基準**・**一律基準**が設定されました。)

対象食品	<b>全食品</b>	全農産物
		畜水産食品
		加工食品
		ミネラルウォーター
対象物質	<b>全農薬等</b>	農薬
		動物用医薬品
		飼料添加物

## 【食品衛生法による規制状況】

### 暫定基準

今まで食品衛生法で基準が設定されていなかった農薬等について、国際基準である「コーデックス基準」、「農薬取締法の登録保留基準」や諸外国(アメリカ、EU、カナダ等)の基準をもとに758農薬等（このうち15農薬等についてはすべて不検出の基準が設定されました。）について**規格基準**が定められました。

### 一律基準

暫定基準によっても基準が設定できなかった農薬等については「人の健康を損なうおそれがない量として食品衛生法で厚生労働大臣が定める量」として「0.01ppm」が「**一律基準**」として設定されました。

### 対象外物質

農薬等と同じように使用されていますが、人の健康を損なうおそれがないものと判断された重曹やアスコルビン酸（ビタミンC）など65物質は**規制対象外**となりました。

【ポジティブリスト制導入後の基準値のイメージ図】

（ 施行前 ）

		農薬A	農薬B	農薬C	農薬D
残留基準値	米	0.5ppm	5.0ppm		3.0ppm
	小麦	1.0ppm			
	ブロッコリー	1.0ppm	5.0ppm	3.0ppm	
	キャベツ	0.2ppm	2.0ppm		
	コマツナ	0.1ppm		1.0ppm	

基準値



（ 施行後 ）

		農薬A	農薬B	農薬C	農薬D
残留基準値	米	0.5ppm	5.0ppm	1.0ppm	3.0ppm
	小麦	1.0ppm	2.0ppm	0.01ppm	0.01ppm
	ブロッコリー	1.0ppm	5.0ppm	3.0ppm	0.5ppm
	キャベツ	0.2ppm	2.0ppm	0.5ppm	0.2ppm
	コマツナ	0.1ppm	3.0ppm	1.0ppm	0.01ppm

基準値

暫定基準値

一律基準値